

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の改定について (通知)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 6 年 5 月 31 日付け厚生労働省通知(保発 0531 第 1 号)内の、令和 6 年 10 月 1 日から適用される部分について、下記のとおりお知らせします。令和 6 年 6 月の改定と異なり申請様式の変更・廃止等がございますので改めてご確認くださいと思います。

記

1 改定の要旨

①往療料の距離加算の廃止

現 行：往療料 2,300 円(4km まで)、2,550 円(4km 超)

改定後：往療料 2,300 円

②特別地域加算の新設

特別地域の患家で施術を行った場合は、1 回につき、250 円を施術料に加算する。

※ 1：特別地域加算は、「特掲診療料の施設基準等」第四の四の三の三に規定する地域に居住する患者の患家へ赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合に加算できる。

※ 2：片道 16 キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められない。

《参考 1》「特掲診療料の施設基準等」第四の四の三の三に規定する地域 (抜粋)

- (1) 離島振興法 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法 第一条に規定する奄美群島の地域
- (3) 山村振興法 第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
- (4) 小笠原諸島振興開発特別措置法 第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域
- (6) 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島

《参考 2》静岡県内で参考 1 (5) に該当となる過疎地域 (市町全域)

伊豆市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町

③往療料の見直し

現 行：歩行困難等により通所することが困難な患家へ赴き施術を行った場合に支給できる。

改定後：歩行困難等が**突発的に発生したこと**により通所して治療を受ける事が困難な患家へ赴き
施術を行った場合に支給できる。

※往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して 14 日以内は支給できない。

④訪問施術料の新設

- ・ 疾病の種類、疾病の海図及び部位数にかかわらず1日1回に限り支給できる。
- ・ 歩行困難等により通所して治療を受ける事が困難な患家の求めに応じて患家に赴き、**定期的ないし計画的に**施術を行った場合に支給できる。
※治療上真に必要なと認められない場合、単に患家の求めに応じた場合、患家の求めによらず、定期的ないし計画的に施術を行う場合については支給できない。
- ・ 同一日に同一の建築物で施術を行った患者数が1人の場合は訪問施術料1、2人の場合は訪問施術料2、3人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料3の各区分により支給できる。

はり・きゅう 訪問施術料（患者1人あたりの金額）

| | 1術（1回） | 2術（1回） |
|---------------|--------|--------|
| 訪問施術料1 | 3,910円 | 4,070円 |
| 訪問施術料2 | 2,760円 | 2,920円 |
| 訪問施術料3（3人～9人） | 2,070円 | 2,230円 |
| 訪問施術料3（10人以上） | 1,760円 | 1,920円 |

マッサージ 訪問施術料（患者1人あたりの金額）

| | 1局所 | 2局所 | 3局所 | 4局所 | 5局所 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問施術料1 | 2,750円 | 3,200円 | 3,650円 | 4,100円 | 4,550円 |
| 訪問施術料2 | 1,600円 | 2,050円 | 2,500円 | 2,950円 | 3,400円 |
| 訪問施術料3（3人～9人） | 910円 | 1,360円 | 1,810円 | 2,260円 | 2,710円 |
| 訪問施術料3（10人以上） | 600円 | 1,050円 | 1,500円 | 1,950円 | 2,400円 |

- ・ 訪問施術料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて訪問施術を行った日及び訪問施術を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。
- ・ 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において**突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往療料を支給する。**
※当該患者が当該往療後も引続き通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

⑤申請書等様式の変更・廃止

- ・ 療養費支給申請書、一部負担金明細書の変更
- ・ 往療内訳表の廃止

2 適用開始年月日

令和6年10月1日施術分から

3 参照

厚生労働省（各種通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/01.html>

改正についての疑義解釈資料（要確認）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/240912_02.pdf

静岡県後期高齢者医療広域連合（申請書等様式のダウンロード）

<https://www.shizuoka-ki.jp/youshikisyu/index1.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合
医療給付室
TEL 054-270-5530